

議案第15号

佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設の自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場	佐倉市新町40番地1

(使用料)

第3条 駐車場を使用しようとする者は、駐車を開始（以下「入庫」という。）の時から30分までごとに100円の使用料を納めなければならない。ただし、午前8時30分から午後8時30分までに入庫をした場合は、入庫から3時間までを無料とする。

2 入庫から24時間までごとの使用料は、700円を上限とする。

(使用料の減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第5条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(制限)

第6条 市長は、駐車場の管理運営上支障を及ぼすおそれのある自動車の駐車を制限することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年3月4日から施行する。